

# お知らせ

2022年 9月 1日

お客様各位

## カードローン「きゃっする」及び「年金きゃっする」の契約規定等の改定について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では2022年10月3日(月)より、標記商品の契約規定及び保証委託約款を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、本改定は、改定前からご契約をいただいているお客様につきましても適用されますので、予めご了承ください。

### 記

#### 1. 改定を行う商品

- (1) 信金ギャランティ株式会社保証付 カードローン「きゃっする」
- (2) 信金ギャランティ株式会社保証付 カードローン「年金きゃっする」

#### 2. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定
- (2) 保証委託約款

#### 3. 改定内容

	改定箇所	改定内容
条項の削除	カードローン契約規定 第 10 条 期限前の全額返済義務 <b>第 6 項 「借主に相続の開始があったとき」</b>	第 10 条より第 6 項を削除いたします。
条項の追加	カードローン契約規定 第 4 条 新規貸越の停止 <b>第 4 項 「借主が死亡したとき」</b>	第 4 条へ第 4 項を追加いたします。
条項の削除	保証委託約款 第 6 条 求償権の事前行使 <b>第 4 項 「相続の開始があったとき」</b>	第 6 条より第 4 項を削除いたします。

#### 4. 改定日

2022年10月3日(月)

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 業務部

フリーダイヤル 0120-345-112(平日 9時~17時)

